

群馬県医師移住促進動画制作業務委託仕様書

1 業務委託名 群馬県医師移住促進動画制作業務委託

2 業務委託期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

3 制作主旨

医師移住促進動画により、本県及び本県医療状況の認知度の向上を図り、本県への若手・中堅医師の移住促進や医師の確保につなげることを目的とする。制作した動画は、群馬県公式YouTubeチャンネル、イベント会場等での放映等を通じて広く発信する。

4 業務内容

(1) 動画の企画・撮影・編集

ア 制作本数

3本(①インフルエンサー発信動画 1本 ②県外から群馬県に移住・定住した医師(以下、移住医師)による魅力発信動画 2本)

①インフルエンサーを活用した魅力発信動画 1本(10～15分程度)

内容：インフルエンサーを活用し、企画の趣旨に基づき医療業界及び世間一般的にも発信できる内容とすること。インフルエンサーは群馬県が指定する人を起用すること。また、②で出演する移住医師も起用すること。

②移住医師を活用した魅力発信動画 2本(各5分程度)

内容：移住後のイメージが湧くようなテーマと構成の作品とすること。

移住した医師は県の指定する医師を起用すること。

イ 内容

- ・動画制作にあたっては、発注者と受託者で、企画、構成立案を協議する。
- ・映像・画像を使用した動画作成、音楽・効果音等の手配・作成、撮影(ドローン空撮含む)、動画編集等は受注者が行うこととするが、発注者も関与するものとする。
- ・インフルエンサー及び移住医師の出演者は県で指定するが、移住医師を活用した魅力発信動画のテーマについては、出演者と受注者で調整すること。県で指定するインフルエンサーの詳細は、有効な参加申込を行った者に別途送付する。
- ・出演者との連絡調整等は、発注者と受託者で調整して行うこと。なお、支払については発注者が行う。

(2) その他

- ・動画制作に当たっては、テロップ及び音楽等の音響効果を入れること。音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託

者において行うこと。

- ・肖像権等の問題やトラブルが発生しないよう、被撮影者の了承等の必要な手続きについては、受託者において行うこと。
- ・納品までに本県による複数回の内容確認および修正の指示を受けるものとする。
- ・使用する映像は、原則、本業務において新規撮影したもの及び県が提供する映像とする。ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合やその他理由で適当な映像が撮影できない場合には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。借用映像を使用する際の手続き等は、受託者において行うこと。
- ・撮影時間は、インフルエンサーを活用する撮影は1日とする。移住医師を活用する動画の撮影は2日程度を想定すること。なお、追加で撮影の必要が生じた際は、群馬県と協議の上、決定すること。

5 撮影条件等

撮影は、下記仕様で撮影すること。

- (1) データ形式 MP4
- (2) 画面縦横比 16：9
- (3) サイズ 1920×1080 p x 以上
- (4) 群馬県庁内での撮影を行う場合は、県保有機材を可能な限り活用すること。

6 成果品

- (1) 成果品のオンラインサイト掲載用データ (MP4形式)
- (2) 成果品からテロップ (字幕含む) 等の無い音声付きの白データ
- (3) 動画作成に利用した写真等の二次使用に関する資料 一式
※提出の必要がある場合のみ
- (4) その他提案事項による成果物 一式

7 著作権

映像及び画像の著作権 (著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。) 並びに本業務に関する計画書等は、発注者に帰属する。また、成果品は、発注者が運営するウェブサイト等に随時使用又は複製できるものとする。

8 その他留意事項

- (1) 一般事項

ア 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

イ 業務を遂行する上で必要な資料等は、受注者において入手するほか、必要に応じて発注者が随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、発注者の指

示に従うこと。

ウ 本業務期間はもとより本業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて個人情報の保護に関する法律を厳守すること。

エ 受注者は、日本国の法令を遵守すること。

(2) 業務体制

ア あらかじめ発注者と調整したスケジュールで動画制作を行うこと。

制作作業に当たっては、業務を統括する制作責任者を置き、県・関係者と円滑な事業進行管理や協議、意思疎通に努めること。

(3) 納品スケジュール

ア 発注者と受注者とが協議し、対象作品の編集について校了後速やかに納品すること。

イ 動画の第一稿は令和6年2月29日(木)までに提出すること。

9 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、発注者と受注者とが協議すること。